平成２５年（フ）第１０２号
福井市剣大谷町第１号28番地
債務者　馬場　義則
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２０号
京都市西京区松尾大利町15番地２
債務者　菊谷　雄一
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　映次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
大阪市住之江区南港東１丁目７番２―503号
債務者　タテイシこと　立石　　馨
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　嘉樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７４７号
大阪市住吉区帝塚山西１丁目２番16号
債務者　吉村　重一
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　由紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０９１号
大阪市淀川区三国本町３丁目11番24号
債務者　龍見　啓介
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　弘和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５号
堺市堺区甲斐町東４丁１番４号　シティコーポグリーン403号、前住所堺市堺区甲斐町東６丁１番４―513号
債務者　松本　明子（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３６５号
兵庫県西宮市久保町10番26―1113号
債務者　白柳　末男
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
静岡市清水区押切1745番地　サンコンシェールＡ201、旧住所静岡市清水区江尻台町４番17号
債務者　池上陽之助
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　樹史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１２号
静岡市清水区押切1745番地　サンコンシェールＡ201、旧住所静岡市清水区江尻台町４番17号
債務者　池上　光子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　樹史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６４号
大分市高崎４丁目12番６号　エデン高崎202
債務者　佐藤　公則
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　裕佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４６号
岐阜市吹上町４丁目５番地
債務者　乙部　隆司
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１５号
愛知県半田市瑞穂町２丁目３番地の22　イーストタウン305号、前住所愛知県半田市瑞穂町２丁目６番地の27　ハートヒルズ半田瑞穂305号
債務者　中津　　茂
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜂須賀邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４３９３号
大阪市住之江区安立３丁目９番19号　ハイツミヤコ401
債務者　十亀　民生
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平澤　威海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２０号
大分県由布市湯布院町川上795番地
債務者　吉岩　由美
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５６６号
愛知県豊田市曙町２丁目３番地　メゾン・ド・ローブ405号
債務者　杉平　　宏
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１５６３号
大阪府門真市新橋町31番24―106号
債務者　福嶋住設こと　福嶋　良和
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８８６号
大阪府八尾市刑部３丁目66番地レペルトウス206号
債務者　梶谷　　学
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部